

森林整備業務等入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	会津若松地方森林組合(代表理事組合長 島田 正義) 法人番号 5380005008054
住 所	福島県会津若松市城前2番3号

2. 措置期間

令和6年12月20日 ~ 令和7年1月2日（2週間）

3. 事実概要

令和6年10月12日（土）11時30分頃、ふくしま緑の森づくり公社会津事業所発注の造林事業において、伐倒した木が、倒した先にあった2本の立木の間に入り、倒した木の元口と2本の立木でたわみテンションが掛かったため、元口が伐根から外れて伐根付近にいた被災者の左足の脛に当り受災した。

この事故では、事業者として退避場所の確保等について安全対策の措置が十分でなく、不適切であったと認められる。

4. 措置理由

上記のことが、福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第1の8（一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき）に該当するため。

【森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第1】

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた業務等関係者事故) 8 一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内。

問い合わせ先

福島県農林水産部森林計画課
福島県福島市杉妻町2-16
(電話) 024-521-7425